

指定統計調査の承認等の状況 (平成20年12月分)

1 指定統計調査の実施承認

指定統計調査の名称	申請者	主な承認事項	承認月日
民間給与実態統計調査 (統計法第7条第2項)	国税庁長官	承認事項の変更 平成19年11月の日本標準産業分類の 第12回改定を踏まえ、業種分類の変更を 行う。	H20.12.2

2 統計報告の徴集の承認

統計報告の徴集の承認	申請者	主な承認事項	承認月日
なし			

(注) 本表は、指定統計調査及び指定統計調査に密接に関連すると考えられる統計報告の徴集のうち、統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。